

「ぶり奨学金制度」がスタートします



ぶり奨学金制度とは、出世魚で回遊魚のブリにちなみ、学校等卒業後、地元リーダーとして活躍してほしいとの願いを込めて名づけられた長島町の新しい奨学金制度です。

具体的には、金融機関からぶり奨学ローンを借り、返済した場合に、元金相当額については卒業後に長島町に戻って居住している期間分を、利子相当額については全期間分をぶり奨学基金から補填する制度です。

申請できる人の補助金受給要件	① ぶり奨学ローンの貸与を受け、当該奨学ローンを返済していること ② 町税等を滞納していないこと ③ 元金相当分の交付を受けることができる人は、奨学生が卒業後10年以内に住民登録し、その後転出することなく、現に居住していること (ただし、転出した場合は交付を受けることはできません。)
補助金の額	●申請する年度に返済した利子(全ての方が対象) ●元金の支払いについては、借入額の10分の1を毎年度支払い (卒業後、10年以内に奨学生が町内に居住している期間)
交付申請	① 長島町ぶり奨学金償還補助金交付申請書 ----- 教育総務課 ② 金融機関が発行するぶり奨学ローンの返済額を証する書類 ----- 金融機関 ③ 現住所を証する書類(戸籍附票) ----- 戸籍係 ④ 世帯全員の納税証明書 ----- 税務課 ※元金請求の場合は、本人(奨学生)申請となります。
申請	毎年3月(3月返済日以降に申請) ※上記の①～④の書類を教育総務課へ3月末日までに申請
補助金支払い	審査決定後、遅滞なく交付

◎問い合わせ先 町教育委員会教育総務課 ☎(88)5679 [直通]

長島町×鹿児島相互信用金庫

ぶり奨学ローン

長島支店
西長島支店
限定!

ご融資金利

(平成28年3月1日現在)

年 **1.50%**
(保証料含む・変動金利)

※当金庫の短期貸出最優遇金利に連動する変動金利です。
※基準金利の変動により、貸出期間中であっても適用金利は変更します。

ご利用いただけるかた

●ご子弟、孫または扶養するご親族が、学校(高等学校・大学・大学院・専門学校)に就学中、または就学を予定されているかた。

お使いみち

お申込人のご子弟、孫または扶養する親族のかたのための奨学資金。

出金方法

お申込人の当座貸越口座からご子弟等名義の普通預金口座へ次の金額を定額自動送金します。

◎高等学校/毎月3万円 ◎大学、大学院、専門学校/毎月5万円

※定額自動送金は、在学期間中かつ当該学校の最短卒業年まで行います。

※ご融資契約時に、定額自動送金のご契約が必要です。

※上記以外にも必要書類・条件等がございます。※ご利用にあたっては審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。

ご融資金額

50万円～
500万円まで

※限度額はお申込時の審査結果により決定します。

(審査の結果決定したご契約限度額に達するまで、毎月一定額を奨学金形式でご融資します)

ご返済方法

元金返済据置(利息は、利息支払用預金口座から毎月払)

※卒業予定月の3カ月後の月末までに、ぶり奨学ローン(証書貸付)に切替えていただきます。

※保証期間中の元金の任意返済も可能です。

ご返済方法

- 所得証明書
- 運転免許証(ない場合は健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード)
- 就学中または就学予定であることを証する書類(合格通知書、在学証明書、学生証など)
- その他、当金庫が必要としてお願いする書類(申込書など)

ご融資期間

5年以内

(1年更新、更新時には審査があります)

※医学部・薬学部などの6年制大学など、在学定期間が4年を超える場合は、最長7年以内かつ卒業予定月の月末まで。

※お申込み時点の学校から進学される際、お申込人が引き続き「ぶり奨学ローン」の利用をご希望される場合、ご利用期間の延長も可能です。(延長にあたっては、別途審査がございます。)

詳しくは、お近くの(支店)本支店窓口、またはフリーダイヤルへお気軽に。
0120-197-005
受付時間/AM9:00～PM6:00(月曜～金曜まで、祝日を除く)



(HPアドレス) <http://www.kasosin.com/>

そうしん

検索

H28.3.1